

平成26年鞍手町議会第5回臨時会会議録（第1号）						
平成26年 8月 5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 8月 5日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 8月 5日 午後1時33分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	3	星正彦		5	田中二三輝	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	会計課長	白石秀美	出欠	福祉人権課児童人権班長	中岡博幸	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

# 平成26年第5回鞍手町議会臨時会議事日程

8月5日 午後1時開議

## 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第52号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

平成26年8月5日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第5回鞍手町議会臨時会を開会します。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書をお手元に配布していただきますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番議員 星 正彦君及び5番議員 田中二三輝君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第52号について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第52号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、福祉人権課長の休職に伴い、新たな課長職の昇格人事を行うためには、級別定数を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第3 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第52号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第52号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は、総務文教委員会に付託することに決定し

ました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時04分

再開 13時30分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第3 議案第52号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第52号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第5回鞍手町議会臨時会を閉会します。

閉会 13時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 星 正 彦

議員 田 中 二 三 輝